

アルゼンチンの資本取引規制

2024年6月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ブエノスアイレス事務所

調査部

【免責条項】

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ブエノスアイレス事務所が、現地法律事務所 Tavarone, Rovelli, Salim & Miani に委託して 2024 年 5 月までに入手した情報に基づき作成したものです。本報告書で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、正確な情報の提供を心掛けておりますが、本報告書で提供した内容に関連して、ご利用される方が直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび Tavarone, Rovelli, Salim & Miani は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

〈目次〉

はじめに	1
1. アルゼンチンの為替制度の変遷	2
2. アルゼンチンの為替レート状況	4
3. 関連適用制度と外貨購入のための一般条件	6
4. 輸出に係る規制	7
(1) 輸出代金の入金と外貨決済義務	7
(2) 輸出代金の入金と外貨の決済期限の延長	7
(3) 輸出代金のペソへの交換が未達となる場合	7
(4) 財の輸出取引に関する外貨の追跡システムおよび輸出により生じる外貨の決済方法 の通知義務	8
(5) 輸出取引で得た外貨の使用	9
(6) サービスの輸出	10
5. 輸入に係る規制	11
(1) 外貨取得のための条件	11
(2) 輸入代金決済用外貨の取得に係る制度	12
(3) サービスの輸入	14
(4) 滞留輸入債務問題の解決策としての「自由アルゼンチン再建債 (BOPREAL)」 ..	15
6. 外国からの金融債務	19
7. 居住者間の債務	20
8. 非居住者による外貨購入	21
9. 居住者による外貨建ての資産形成	22
10. クレジットカードおよびデビットカード	23
11. 外国送金	25
12. 外国への配当金および利益の送金	26
13. 外国直接投資の引き上げ (レパトリエーション)	27
14. 優良スワップ取引 (CCL)	28
15. 非金融無形資産の譲渡	30
16. 為替取引の事前通知制度および対外資産・負債調査システム	31
17. 為替取引の違反行為への罰則	32
18. 資本取引規制に関する Q&A	33

はじめに

近年、アルゼンチンでは、厳しい資本取引規制が、同国との貿易取引や同国への投資に大きな影響を与えている。財やサービスの輸入代金の送金、配当金や利益の外国への送金、市中銀行における両替など、外貨の取得が厳しく制限されている。2023年12月10日に発足したハビエル・ミレイ政権は、資本取引規制の解除に向け、慢性的な財政赤字に起因する債務問題とインフレの問題を解消し、外貨の蓄積に取り組んでいる。本報告書作成時点では、資本取引規制の解除時期を見通すことはできないが、早期の問題解決を期待したい。

本報告書は、中央銀行による国内金融機関への通達の内容を中心に、アルゼンチンで現在導入されている資本取引規制について、2024年5月現在の資本取引規制の内容を整理したものである。本資料が、アルゼンチンとの貿易取引やアルゼンチンへの投資を検討する上で参考になれば幸いである。

2024年6月
日本貿易振興機構（ジェトロ）
ブエノスアイレス事務所
調査部

1. アルゼンチンの為替制度の変遷

アルゼンチンは1989年12月に変動相場制を採用したが、その後、1991年3月27日に[法律 23928号](#)「米ドル兌換法」が公布され、4月1日より通貨の交換比率を1ペソ=1米ドルに固定する兌換制度が導入された。兌換制度の導入により、中銀はあらゆる自然人の要求に対して1ペソ=1ドルで通貨を交換することを保証するとともに、マネタリーベース（流通現金と市中銀行が中銀に預ける当座預金）と同等以上の外貨、金および外貨建て国債による外貨準備高（市場価格換算）を維持することが条件付けられた。

1999年以降、政府債務の増加と経済情勢の悪化を受けてデフォルト懸念が高まると、中銀は2001年12月21日に国内銀行の業務を停止。2002年1月7日に[法律 25561号](#)「公的緊急法」が公布され、社会、経済、行政、金融、為替に関する緊急事態が宣言されると、10年以上続いたペソと米ドルの兌換制度は廃止され、中銀がマネタリーベースと同等以上の外貨準備高を維持しなければいけないという規定も消滅した。政府は同年1月9日に、一時的な二重為替制度を導入し、貿易代金の決済には1ドル=1.40ペソ、その他の取引には変動相場制を適用する制度を導入。そして、同年1月11日には国内銀行の業務停止を解除した。

公的緊急法の公布を受け、2002年2月8日に[政令 260/2002号](#)が公布され、中銀が定める要件と規則に基づき、全ての為替取引を対象とした単一の為替市場を設けること、為替取引は市場原理に基づき自由に合意された為替レートで行うことが定められ、同年2月11日に変動相場制へと移行した。

しかし、左派的政策を指向するネストル・キルチネルおよびクリスティーナ・フェルナンデス・デ・キルチネル政権下の2002年から2015年にかけては厳しい為替規制が導入された。その結果、為替レートは公定レートに加え、高値でもドルを入手したいという需要に応える形で、非公式の並行レート（通称ブルーレート）が登場することとなった。

その後、2015年12月に市場原理を重んじるマウリシオ・マクリ政権が誕生し、外貨の取得や外貨送金の厳しい規制は2016年初頭に解除され、公定レートと並行レートの差はなくなり、並行レートは事実上消滅した。ところが、2018年に入ると米長期金利の上昇やトルコ危機を契機として資本が流出し、ペソは下落し外貨準備高が減少した。これに歯止めをかける目的で2019年9月1日に再び資本規制が導入された。外貨購入、海外送金、貿易取引決済などが制限され、外貨の交換に対して事前許可申請を義務付けた。

また、2019年12月に発足したアルベルト・フェルナンデス政権は、同年12月23日に[法律 27541号](#)「社会連帯・生産性回復法」を公布し、居住者に対して、外国からのサービスの購入、外国でのデビットカード、クレジットカードの利用に30%の社会的包摂の促進と資金調達のための外貨購入に係る税（通称パイス税）の課税を開始。同政権下で資本取引規制が強化され、輸入代金の支払いが一層困難になった。

2023年12月に自由至上主義を掲げるハビエル・ミレイ政権が発足し、輸入及び輸入代金支払い規制は緩和されたが、2024年5月現在、完全な資本取引規制の解除には至っていない。

2. アルゼンチンの為替レートの状況

アルゼンチンには、公式の為替レートである公定レートと、ブルーレートと呼ばれる非公式の並行レートのほか、複数の為替レートが存在する（以下は、米ドルの場合。）

(1) 公定レート (Dólar Oficial)

- 小売りレート (Dólar Minorista)
銀行やその他の金融機関が公表する為替レートで、金融機関が顧客との取引に適用するレート。
- 卸売りレート (Dólar Mayorista)・インターバンクレート (Dólar Interbancario)
中銀と金融機関との取引に適用する為替レート。公定レートの中では取引規模が最も大きい。中銀は「管理フロート」と呼ばれる介入を行うことで為替レートを動かし、外貨準備高を確保するためのドル買いを行う。
- 貯蓄レート(Dólar Ahorro)・連帯レート(Dólar Solidario)
自然人が貯金を目的に米ドルを購入する場合に適用される小売りの為替レートである。自然人は、1カ月につき最大200米ドルの購入が可能だが、前払い所得税および前払い個人資産税にあたる30%の課税に加えて、2019年12月23日に公布された社会連帯・生産性回復法 ([法律 27541号](#)) による社会的包摂の促進と資金調達のための外貨購入に係る税30%が課税される。そのため、小売りレートに60%の税率が適用された状態の為替レートとなっている。

(2) 並行レート：ブルーレート (Dólar “Blue”)

ブルーレートは、非公式の為替取引に適用される、闇取引の為替レートである。自然人同士の為替取引は法律上認められていないほか、為替取引には中銀認可を受けた両替商が介入しなければならないため、ブルーレートでの取引は違法であり、為替取引違反への処罰を規定する[法律 19359号](#)による処罰の対象となる。ブルーの名称の由来は様々で、英語のBlue (グレー、暗い) の意や、偽札判定用のチェックマーカが青色のことなどから「ブルー」と呼んでいるとも言われている。

(3) 優良スワップレート (CCL : Dólar contado con liquidación)

「CCL」または「コンタド・コン・リキ」は、アルゼンチンの株式市場においてペソで取引可能な有価証券（主に国債）を購入し、その後、その有価証券を国外において米ドルで売却することから算出される為替レートである。取引自体は有価証券の売買だが、為替市場を通すことなく外貨を取得することができる。

米ドルで売却可能な有価証券を国外で売却し、国外の銀行口座に米ドルで入金する場合に適用される為替レートを優良スワップレート（CCL レート）、またはブルーチップ・スワップレートと呼ぶ。これは合法的な取引である。

(4) 株取引レート（Dólar Bolsa）または MEP レート（Dólar MEP）

前項の取引のうち、米ドルで売却可能な有価証券を国内で売却する場合に適用される為替レートを株取引レートまたは MEP レートと呼ぶ。MEP とは Medio Electrónico de Pago（電子決済手段）の略で、中銀が取り入れている即時グロス決済（RTGS）システムである。

3. 関連適用制度と外貨購入のための一般条件

(1) 資本取引規制の根拠法規

- [法律 19359 号](#)（為替取引の違反行為への処罰を規定）
- [政令 260/2002 号](#)（変動相場制の導入）
- [必要緊急大統領令 609/2019 号](#)（輸出代金のペソへの交換義務）
- [アルゼンチン中央銀行通達、中銀・貿易と為替に関する通達集](#)
- [アルゼンチン証券取引委員会（CNV）](#) の各種決議
- 中銀による資本規制に関する非公式な回答

(2) 外貨購入のための一般条件

中銀の「貿易と為替に関する通達集」に基づき、外国為替市場にアクセスして外貨を購入する（輸入代金の支払いなどを含む）ための一般的な条件を以下のとおり定めている。

- 国内の外国為替市場において外貨を購入する日の過去 90 日間（国内法に基づいて発行された債券の場合）または過去 180 日間（外国法に基づいて発行された債券の場合）に優良スワップ（CCL）取引などの債券取引を通じて外貨を取得していないこと。同時に、外貨を購入した日以降の 90 日間（国内法に基づいて発行された債券の場合）または 180 日間（外国法に基づいて発行された債券の場合）は CCL 取引などを行わないとの条件を順守すること。自己名義だけでなく、関係会社名義での取引も含まれる。
- 外貨を購入する日に CEDEAR（法人による預託証券¹）または、外国に 10 万米ドル以上の引き出し可能な預金を保有していないこと。通達集第 3.16.2.1 項に例外を規定。
- 国内に保有する全ての外貨を銀行などの金融機関の口座に預けていること（外貨の現金を貸金庫に保有してはならない）。
- 2020 年 5 月 28 日以降に資産を取得、預金を増やす、第三者に融資を行った場合、外国から受け取った第三者への貸付金の利子、定期預金の回収、資産などの売却による入金があり、引き出し可能になった日から原則 5 営業日以内に国内の外国為替市場において決済しなければならない。

¹ CEDEAR は、アルゼンチン国外の企業などが発行する有価証券の預かり証券。例えば、米アマゾンやテスラの株式も CEDEAR で購入することができる。CEDEAR は国内においてペソで購入できるほか、通常の株式と同様に配当を受けられるなどの利点がある。裏付けが外国の有価証券のため、CEDEAR を購入することで手元の資金をドル化することができるというのが特に大きな利点となっている。

4. 輸出に係る規制

輸出取引の代金決済については、中銀の「貿易と為替に関する通達集」の第7項によって以下のとおり規制されている。また、サービスの輸出については同第2項によって規制されている。

(1) 輸出代金の入金と外貨決済義務

(「貿易と為替に関する通達集」第7.1項)

輸出取引による代金は、国内の外国為替市場でペソに交換し、口座に入金しなければならない(以後、外貨をペソに交換することを、外貨を決済すると表す)。

ペソへの交換には期日が設けられており、取引の種類と商品のHSコードによって船積日から15、30、60、120、180、365日と設定されている。いずれの場合でも、輸出代金が支払われてから5営業日以内に外貨を決済しなければならない。

輸出代金を前受けした場合も前受金の請求日または海外における送金日から5営業日以内に外貨を決済しなければならない。前受金として受け取った外貨を決済することで、輸出代金として受け取った外貨を決済したとみなされる。

[政令28/2023号](#)「輸出拡大プログラム」は、輸出取引による代金の80%を外国為替市場において公定レートで決済、残り20%を、債券取引を通じて決済(外貨で購入した債券を現地通貨で売却することで外貨を現地通貨に換える)することで、輸出代金として受け取った外貨を決済したとみなすとした。

(2) 輸出代金の入金と外貨の決済期限の延長

(「貿易と為替に関する通達集」第7.5項)

後述する輸出取引の追跡を担当する金融機関は、次の場合に輸出代金として受け取った外貨の決済期限の延長を認めることができる。

- 仕向地における輸入代金決済に要する期間が、輸出代金の外貨決済の期限よりも長い場合。
- 輸出に先立ち、外貨で融資(船積み前金融)を受けている場合、外貨を決済する期限を融資の満期日まで延長することができる。

(3) 輸出代金のペソへの交換が未達となる場合

(「貿易と為替に関する通達集」第7.6項)

輸出代金の入金と外貨の決済が、輸入者による代金の未払いまたは遅延を理由に行われない場合、輸出者は「輸出代金の回収が未達」の状態であることを輸出取引の追跡を担当する金融機関に届け出ることができる。これによって、中銀の輸出取引追跡システム上で「違反者」として記録されることが避けられる。「未達」の状態になった場合、中銀が輸

出者に対して何らかの「アクション」、すなわち、単なる報告の要請から何らかの処罰が行われる可能性がある。いずれにせよ、追跡を担当する金融機関と連携して、早期に「未達」の状況を解消する必要がある。

輸入者による代金の未払いまたは遅延の理由は、以下に該当する場合に認められる。輸入者による未払いが解消した際、輸出者または輸出信用保険会社は、支払いが履行されてから 5 営業日以内に外貨を決済しなければならない。

- 仕向地における為替規制などによる輸入者の支払い遅延
- 取引先である輸入者の倒産（関連企業の場合は対象外）
- 輸入者、支払い義務者による支払いの延滞（関連企業の場合は対象外）

(4) 財の輸出取引に関する外貨の追跡システムおよび輸出により生じる外貨の決済方法の通知義務

（「貿易と為替に関する通達集」の第 7.2 項、第 8 項）

中銀は、2019 年 9 月 2 日以降の財の輸出を対象に、関連する為替取引をモニタリングしている。まず、輸出取引は「輸出取引に関する外貨の追跡システム（SECOEXPO）」に登録される。輸出者は、追跡を担当する金融機関を指定しなければならない。追跡を行う金融機関の指定は、輸出者が公共歳入連邦管理庁（AFIP）に対して輸出を申告する際に行う。

原則として全ての財の輸出が追跡の対象だが、追跡対象外の物品もある。ただし、追跡対象外の物品であっても、輸出代金の入金があった場合は、代金が支払われてから 5 営業日以内に外貨を決済する義務がある。

例外：国防、治安、船用品、外交関係貨物、商品サンプル、販促物、個人使用の品物、誤出荷に伴う補充品、救援・援助物資、[1993 年 5 月 6 日付け税関決議 121/1993 号](#)が規定する携行品など、臓器提供など。

輸出者は、輸出代金の外国為替市場における決済方法を SECOEXPO に登録しなければならない。決済方法は以下のいずれかで、追跡を担当する金融機関に通知しなければならない。

- 輸出後に入金される輸出代金を決済
- 輸出者の自己資金による決済（決済義務を履行するために輸出者が海外に保有する口座から振り出す外貨）
- （ファクタリングサービスなど）決済代行業者を介した決済
- 現地通貨建て決済システム（SML²）を通じた決済

² SML は、アルゼンチンとブラジル、ウルグアイの間の貿易代金の決済に使用可能な決済の仕組み。輸出者の所在国の通貨による貿易代金の決済を可能としている。

輸出申告額と外貨の決済額が一致しなくても、外貨決済義務が一部または完全に履行されたとみなされる要件は、次のとおりとなっている。

- 貿易条件 EXW、FCA、FAS の取引であるため、FOB 建ての輸出申告額と取引金額が一致しない。
- 輸出代金の支払いに際して、銀行業務や慣習に基づき外国の中継銀行に銀行手数料を差し引かれた。
- 輸出の対価を生むことのない商品の輸出。一時輸入した貨物の輸出で、輸出の対価がない。
- 商品に欠陥があるなどの諸事情で商品が返送された。
- 取引先への引渡し前に商品が破損したため、保険により貨物の代金が補償された。
- 輸出に関連して、外国で提供されるサービスにより輸出代金の割引や支出が生じた。
- 仕向地における慣習により商品の流通に関連して船積日の時点では予見できない費用が発生した。
- 輸出者の責により商品の引き渡しが遅延し、罰金が発生した。
- 仕向地において輸出者に課税されたものを輸入者が立て替え、輸出代金から差し引かれた、など。

(5) 輸出取引で得た外貨の使用

(「貿易と為替に関する通達集」第 7.3 項)

輸出者は、財の輸出によって得た外貨を一定の条件の下で融資の元本、利息、またはその他費用の返済、利益・配当金送金、非居住者株主による直接投資の本国送金などに充てることができる。つまり、以下に該当する場合は、外国から入金した輸出代金を外国為替市場で決済することなく直接使用することができる。

- 輸入者から受け取った輸出代金の前金：輸入者から前金として代金の一部または全額を受け取り、船積み前に国内の外国為替市場で決済した場合、輸出代金を決済したものとして認める。
- 船積み前金融の返済：消耗品の購入、生産、財の輸出に必要な船積み前融資を国内の金融機関または輸入者とは異なる非居住者から得て、輸出前に国内の外国為替市場で決済済の場合、輸入者から受け取った代金を融資の元本、利息または関連費用の返済に充てることを認める。
- [必要緊急大統領令 234/2021 号](#)により導入された「輸出のための投資強化制度」の認定を受けた事業など、一定の条件下での利益、配当金の送金、非居住者による直接投資の本国返金を認める。

(6) サービスの輸出

(「貿易と為替に関する通達集」第 2.2 項)

居住者から非居住者へのサービス提供の対価として支払われる外貨は、外国から入金があった時点から 5 営業日以内に外国為替市場において外貨を決済しなければならない。

① 自然人が非居住者に対してサービスを輸出する場合の例外

ただし、[2022 年 6 月 2 日付け中銀通達 A7518](#) は、非居住者に対してサービスを輸出する自然人が、国外から受け取る報酬の一部を外貨のまま留保できる制度を例外的に導入した。対象となるサービス輸出は次のとおり。

保守・修理、建設サービス、電気通信サービス、情報処理サービス、情報サービス、知的財産権使用料、研究開発サービス、法務・会計・経営サービス、広告宣伝、市場調査、世論調査サービス、建築、エンジニアリング、その他の技術サービス、ビジネス関連サービス、その他ビジネスサービス、音響、映像関連サービス、その他の個人・文化・娯楽サービス（教育を含む）、その他の医療サービス

自然人は、年間 1 万 2,000 ドルを上限に、外国為替市場で受け取った外貨を決済することなく、外貨のまま国内の銀行口座に留保することが認められた。この制度を利用するには、過去 90 暦日以内に有価証券の取引を通じた外貨の購入、売却を行っていないことが条件となっている。

② 法人がサービスを輸出する場合の例外

法人の場合は、[2022 年 12 月 29 日付け中銀通達 A7664](#) により、[必要緊急大統領令 679/2022 号](#)「知識経済活動の輸出のための投資促進制度」の適用を受け、1) 上述に該当するサービス輸出を行っていることについて宣誓供述書を取引銀行に提出すること、2) 取引銀行が発行する知識経済輸出増加証明書を取得すること、3) 取得する外貨を従業員の報酬の支払いに充てることを条件に、四半期毎に前年同期比の輸出純増額の 30%相当額の外貨の留保が認められている。

また、海外で発行されたデビットカード、クレジットカード、購入カード、プリペイドカードによる国内での観光サービスにより非居住者から受け取る料金など、国際観光関連サービスを非居住者に提供することにより入手する外貨も、外貨のまま留保することができる。

5. 輸入に係る規制

2023年12月26日付け[経済省商業庁決議 1/2023 号](#)と[公共歳入連邦管理庁 \(AFIP\)・商業庁共同一般決議 5466/2023 号](#)により、2022年10月に導入されたアルゼンチン共和国輸入システム (SIRA) を廃止し、輸入統計システム (SEDI) に置き換えた。SEDI は、統計情報の登録を目的とした仕組みであり、輸入や輸入代金の支払いを承認するものではない。SIRA と同様に輸入ライセンス制度も廃止された。

また、サービス輸入のためのアルゼンチン共和国輸入システム (SIRASE) も廃止された。サービスの輸入は、SEDI への登録は不要である。

輸入取引の障害となっていた制度は全て廃止されたが、輸入代金の支払いについては新たな規則が導入された。

(1) 外貨取得のための条件

輸入代金の支払いのための外貨の取得要件は、「貿易と為替に関する通達集」の第 10 項に定められている。また、輸入代金の支払い方法として、前払い、一覧払い、後払いの 3 つの支払い方法が次のとおり定義されている。

①前払い (Pago anticipado)

前払いとは、船積み前に行われる支払いを意味する。中銀の規定で前払いが可能な場合、かつ前払いで輸入する財が資本財の場合は、前払いのための外貨を入手してから 270 日以内、その他の品目の場合は 90 日以内に、輸入者は金融機関に対して商品が通関されたことを証明しなければならない。輸出者が輸入者の関連企業³である場合、前払いを行うには、金融機関を通じて中銀の事前承認を求めなければならない。

②一覧払い (Pago a la vista)

輸入者が荷為替手形の提示を受けた時点で支払う、つまり、貨物は輸送中で内国貨物化される前に行われる支払いを指す。中銀の規定で一覧払いが可能な場合、一覧払いのための外貨を入手してから 90 日以内に、輸入者は金融機関に対して商品が通関されたことを証明しなければならない。

③後払い (Pago diferido)

輸入通関後の支払いを指す。

³ [信用リスクの対象に関する通達集](#)第 1.2.2 項に「関係」が定義づけられている。例えば本店と支店の関係。

(2) 輸入代金決済用外貨の取得に係る制度

(「貿易と為替に関する通達集」第 10.10 項、第 10.11 項)

中銀は、[2023 年 12 月 13 日付け中銀通達 A7917](#) 及びその後の改正により、同日以降に輸入通関される財について、品目別の輸入代金の支払い可能日、2023 年 12 月 12 日以前に輸入通関された品目の輸入代金の支払い方法、例外などについて規定した。2023 年 12 月 12 日以前の未払い輸入代金の支払いは、事実上凍結されている。

①2023 年 12 月 13 日以降に輸入通関される品目の輸入代金の支払い

輸入品目によって、輸入代金の支払い可能日が以下のとおり異なる。通関前の輸入代金の支払いは、国内金融機関から外国のクレジットラインを使った融資を受けて輸入代金を支払う場合、輸出代金の前受金、船積み前融資で輸入代金を支払う場合、外国から借入金で輸入代金を支払う場合、後述する中小零細企業が資本財を輸入する場合を除いて、原則としてできない。

1) 通関後すぐに FOB 建て輸入代金を支払うことができる品目

- 石油または歴青鉱物油、その調製物や残留物で、メルコスール対外共通関税分類番号 (NCM) 2709、2710、2713 に該当するもの。
- 石油ガスとその他のガス状炭化水素 (NCM2711)
- 発電所が輸入する歴青炭 (NCM2701.12.00)
- 電気エネルギー (NCM2716)
- 天然ウラン、濃縮ウランおよびその化合物で、NCM2844.10.00 および同 2844.20.00 に該当するもの、重水 (NCM2845.10.00)、ジルコニウムおよびその製品 (NCM8109.91.00) で、エネルギーまたは燃料の生産を目的に輸入するもの。

2) 通関後から 30 日暦以降に FOB 建て輸入代金が支払うことができる品目

- 医薬品とその原材料、ヘルスケア関連製品、食料品で「貿易と為替に関する通達集」12.3 項に記載の NCM に該当するもの。
- 肥料や植物衛生に関する製品とその原材料で、同通達集 12.2 項に記載の NCM に該当するもの。
- 2024 年 3 月 15 日以降に通関される食品や日用品などの生活必需品で、[2024 年 3 月 14 日付け中銀通達 A7980](#) の付属書に記載の NCM に該当するもの (12.4 項として同通達集に含まれる予定)
- 中小、零細企業が輸入し、2024 年 4 月 15 日以降に通関される財。ただし、完成自動車 (NCM8703) および中銀「貿易と為替に関する通達集」12.1 項に記載の NCM に該当する品目 (いわゆる、ぜいたく品) を除く。

3) 通関後から 180 日暦以降に FOB 建て輸入代金を支払うことができる品目

- 完成自動車 (NCM8703)
- 同通達 12.1 項に記載されている NCM に該当するいわゆるぜいたく品など。

4) 通関前に支払いができる品目

- 中小、零細企業が輸入する資本財 (関税分類上「BK」に分類される品目) は、FOB 価額の 20%相当額を通関前に、残りの 80%と運賃、保険料を通関から 30 暦日経過後に支払うことができる。

5) その他の品目

輸入通関から 30 暦日後、60 暦日後、90 暦日後、120 暦日後にそれぞれ 25%ずつ分割して FOB 建て輸入代金の支払いができる。

貿易条件に運賃と保険料が含まれる場合は、上述の支払い可能時期を迎えた時点で運賃と保険料の全額を支払うことができる。例えば、5) に該当する場合は、輸入通関から 30 暦日後に運賃と保険料の全額を支払うことができる。

②2023 年 12 月 12 日までに輸入通関されたに品目の輸入代金の支払い

原則、中銀の事前承認が必要だが、以下の例外のいずれかに該当する場合は、事前承認を必要としない。

- 2023 年 12 月 12 日以前の取引で、国内外の金融機関、国際機関、公的信用機関の融資や保証を受けている輸入代金の支払い。
- [必要緊急大統領令 277/2022 号](#) (石油、炭化水素の増産のための優遇措置) の適用を受けた輸入代金の支払い。
- 国内口座に入金した「自由アルゼンチン再建債 (BOPREAL)」 (詳細は後述) の外貨建て元本または金利を使った支払い。
- 2024 年 1 月 31 日以前に入札された BOPREAL シリーズ 1 を一次入札で取得した場合の優遇措置を適用し、2024 年 2 月 1 日以降、購入した債券の額面金額の 5%相当額を上限とした支払い。優遇措置の適用は、未払い輸入代金の残高の 50%以上に相当する 額面金額の BOPREAL シリーズ 1 の購入が条件。
- 「外国サプライヤーに対する輸入に関する商業債務登録簿」に未払い輸入代金の残高を登録した中小、零細企業に該当する自然人あるいは法人が行う支払い。未払い輸入代金の残高が 50 万ドル以下である必要があり、2024 年 2 月 10 日から 3 月 9 日までの間に 5 万ドル、3 月 10 日から 4 月 9 日までの間に 15 万ドル、4 月 10 日以降に残りの 30 万ドルを中銀の事前承認なしで支払うことができる。

(3) サービスの輸入

(「貿易と為替に関する通達集」第 13.2 項)

中銀は、[2023 年 12 月 13 日付け中銀通達 A7917](#) 及びその後の改正により、同日以降に提供されるサービスの輸入代金の支払い可能日、12 月 12 日以前に提供されたサービスの輸入代金の支払い方法、例外などについて規定した。

①2023 年 12 月 13 日以降に提供されるサービスの輸入代金の支払い

サービスの内容、輸入相手により、サービスの輸入代金の支払い可能時期が以下のとおり異なる。サービスが特定の日に提供された場合、支払い可能日はその提供日を起算日とする。サービスが連続した日に提供される場合、サービスが完了した日が起算日となる。サービスが段階的に提供される場合、段階ごとにサービスの輸入代金を支払うことができ、各段階の終了日を起算日とする。

- 中銀の事前承認なく輸入代金の支払いが可能なサービスは、旅客輸送サービス、旅行関連サービス、音響・映像関連サービス、政府サービス、旅行支援会社による医療サービス、その他の医療サービス、カード代金の決済サービス。支払いができるのは、サービスの提供後。
- 2023 年 12 月 13 日以降に提供される商品輸入業務のための貨物輸送サービスで、財の輸入代金の支払い可能日が到来したもの、2023 年 12 月 13 日以降に提供されたその他の個人的、文化的・娯乐的サービス（個人の医療費や学費など）で、サービス提供日から 90 暦日が経過したものも中銀の事前承認は不要。
- 上記以外で、輸出者と輸入者が関係会社ではなく、サービス提供から 30 暦日が経過したもの。輸出者と輸入者が関係会社の場合で、サービスの提供日から 180 暦日が経過したものも同様に、事前承認は不要。
- 国内金融機関から外国のクレジットラインを使った融資を受けて輸入代金を支払う場合、外国から借入金で輸入代金を支払うなどの要件を満たす場合は、上述の期日（30～180 暦日）以前に輸入代金を支払うこともできる。

②2023 年 12 月 12 日以前に提供されたサービスの輸入代金の支払い

原則、中銀の事前承認が必要だが、以下の例外のいずれかに該当する場合は、事前承認を必要としない。

- 旅客輸送サービス、旅行関連サービス、音響・映像関連サービス、政府サービス、旅行支援会社による医療サービス、その他の医療サービス、カード代金の決済サービスに係る輸入代金の支払い。
- 国内金融機関が、その通常の業務のために国外にある金融機関に支払う費用。
- 2023 年 12 月 12 日以前の取引で、国内外の金融機関、国際機関、公的信用機関の融資や保証を受けている輸入代金の支払い。

- 必要緊急大統領令 277/2022 号（石油、炭化水素の増産のための優遇措置）の適用を受けた輸入代金の支払い。
- 国内口座に入金した「自由アルゼンチン再建債（BOPREAL）」（詳細は後述）の外貨建て元本または金利を使った支払い。
- 2024 年 1 月 31 日以前に入札された BOPREAL シリーズ 1 を一次入札で取得した場合の優遇措置を適用し、2024 年 2 月 1 日以降、購入した債券の額面金額の 5%相当額を上限とした支払い。優遇措置の適用は、未払い輸入代金の残高の 50%以上に相当する額面金額の BOPREAL シリーズ 1 の購入が条件。
- 中小、零細企業に該当する自然人あるいは法人が行う支払い。未払い輸入代金の残高が 50 万ドル以下である必要があり、2024 年 2 月 10 日から 3 月 9 日までの間に 5 万ドル、3 月 10 日から 4 月 9 日までの間に 15 万ドル、4 月 10 日以降に残りの 30 万ドルを中銀の事前承認なしで支払うことができる。

（4）滞留輸入債務問題の解決策としての「自由アルゼンチン再建債（BOPREAL）」

①BOPREAL の概要

「自由アルゼンチン再建債（BOPREAL）」は、2023 年 12 月 12 日以前に輸入された財および提供されたサービスの輸入に係る未払いの輸入代金を抱える輸入者を購入対象とした、中銀が発行するドル建ての債券である。2023 年 12 月 12 日以前の未払いの輸入代金の支払いが事実上凍結されたことを受けた救済措置となっている。BOPREAL は、長期、中期、短期の 3 つのシリーズにより構成されており、BOPREAL の各シリーズの概要は、次の表のとおり。

表 BOPREAL の概要

	シリーズ 1				シリーズ 2	シリーズ 3
発行額	50 億ドル				20 億ドル	30 億ドル
満期	2027 年 10 月 31 日				2025 年 6 月 30 日	2026 年 5 月 31 日
発行通貨	米ドル建て（入札公募前日のインターバンクレートでペソ換算し、ペソで購入）					
償還金通貨	米ドル（期日前償還の場合はペソ）				米ドル	
分割償還	2027 年 4 月と 10 月の 2 分割				2024 年 7 月から 2025 年 6 月までの 12 分割	2025 年 11 月から 2026 年 5 月まで四 半期毎の 3 分割
利息	5%				0%	3%
利息の 支払い時期	6 カ月毎（2024 年 10 月に開始）				-	四半期毎（2024 年 8 月に開始）
譲渡	可					
流通市場で の取引	可					
分割	あり。2024 年 3 月 1 日から				なし	
サブ シリーズ	A	B	C	D		
構成比	20%	20%	30%	30%		
早期償還の 開始時期	2025 年 4 月～	2026 年 4 月～	2027 年 4 月～	不可		
償還金通貨	ペソ					
諸税の支払 いに利用可 能な時期	2025 年 3 月 30 日～ 2026 年 4 月 29 日	2026 年 4 月 30 日～ 2027 年 4 月 29 日	2027 年 4 月 30 日～ 2027 年 10 月 31 日	不可		

※1 シリーズ 1 の利息は、ひと月を 30 日、一年を 360 日として計算する（30/360）。

※2 シリーズ 1 は、2024 年 3 月 1 日より 4 つのサブシリーズ（A～D）に分割され、サブシリーズ D を除いて早期償還可。期日前償還日のインターバンクレート換算のペソで償還。

※3 シリーズ 2 は、中小企業の購入を優先。

発行額は合わせて 100 億ドルで、2024 年 5 月 28 日現在、シリーズ 1、2、3 とともに全て落札済みである。

シリーズ1のみ、入札で BOPREAL を取得した事業者に以下の特典が与えられる。

- BOPREAL 購入時のパイス税（税率は未払い輸入代金の対象により異なる）課税を免除。
- 未払い輸入代金の残高の 50%以上に相当する BOPREAL を購入した場合、2024 年 2 月 1 日以降、購入した債券の額面金額の 5%相当額の外貨の購入を認める。
- 未払い輸入代金の残高の 50%以上に相当する BOPREAL を購入した場合、2025 年 3 月 1 日以降に財、サービスを輸出して得る外貨を使い、1 カ月につき未払い輸入代金の残高の 10%を上限に、未払い輸入代金を支払うことができる。最短 10 カ月で未払いの輸入代金の支払いができる計算となる。
- 未払い輸入代金の残高の 25%以上、50%未満に相当する BOPREAL を購入した場合、2025 年 3 月 1 日以降に財、サービスを輸出して得る外貨を使い、1 カ月につき未払い輸入代金の残高の 10%を上限に、未払い輸入代金を支払うことができる。ただし、この方法では、未払い輸入代金の 50%までしか支払いを認めない。

BOPREAL を購入するには、取引銀行などを通じて中銀が実施する入札に参加しなければならない。BOPREAL を購入できるのは、未払いの輸入代金を抱える自然人および法人で、未払いの輸入代金の残高が購入可能額の上限となっている。未払いの輸入代金の残高は、[公共歳入連邦管理庁 \(AFIP\)・商業庁共同一般決議 5466/2023 号](#)により制定された「外国サプライヤーに対する輸入に関する商業債務登録簿」に登録した金額である。未払い輸入代金の支払先が関連会社であっても入札へ参加し、BOPREAL を購入することは可能である。

しかし、シリーズ3の第3回入札より購入対象者を広げ、未払い輸入代金を抱える事業者であれば、「外国サプライヤーに対する輸入に関する商業債務登録簿」に登録していなくても入札に参加できるようになった。そして第7回入札からは、未払いの配当金、利益を抱える事業者の入札への参加も認められた。

2019年9月1日以降にアルゼンチン国内の口座で、現地通貨ペソで配当金を受け取った場合は、受け取った金額を最新の消費者物価指数（CPI）上昇率で調整した金額を BOPREAL 購入可能金額の上限とすることが、[2024年4月30日付け中銀通達 A7999](#)により規定された。同時に、未払いの配当金、利益の送金を目的に BOPREAL を購入する場合、パイス税 17.5%を課税することを[政令 385/2024 号](#)で規定した。

②BOPREAL による未払い輸入代金の支払い、外貨の取得

2023年12月12日以前に通関された財、提供されたサービスに係る未払い輸入代金の支払いのために外国為替市場にアクセスして外貨を取得するには、中銀の事前承認が必要だが、事前承認の取得は困難であり、支払いは事実上凍結されている。

そのため、BOPREAL を入札で取得した事業者は、BOPREAL を使って未払いの輸入代

金を支払うことが認められている。具体的には、利息と満期償還金を得て輸出者に支払う方法、購入した **BOPREAL** を国外の流通市場で売却して外貨を入手し、輸出者に支払う方法がある。

原則として、外貨建て証券を売却して外貨を取得する場合は、国内で売却されるか、国外で売却されるかを問わず、売却の前後 90 日間（国内法準拠の有価証券の場合）は、外国為替市場にアクセスすることができない。しかし、入札で取得した **BOPREAL** であれば、国内外で売却、または海外で譲渡しても、外国為替市場へのアクセスは制限されない。

また、入札で **BOPREAL** を取得した者が **BOPREAL** を国外の流通市場で売却した場合で、額面金額と売却額に差額が生じて差損が生じた場合、**BOPREAL** 以外の有価証券を用いた取引により、その差額の範囲で外貨を取得する限りは、有価証券売却前後 90 日間の外国為替市場へのアクセスは制限されない。

一方、流通市場で取得した **BOPREAL** を流通市場で売却する場合は、他の有価証券の取引を通じて外貨を取得した場合と同様に、外国為替市場へのアクセスは制限される。

6. 外国からの金融債務

(「貿易と為替に関する通達集」第 3.5 項、第 3.17 項)

(1) 海外からの債務の入金

海外からの借り入れやその他の金融債務による入金は、国内の外国為替市場において外貨決済することは、海外への債務返済のための外貨購入の前提条件であると規定している。

(2) 債務の繰り上げ返済

金融債務の繰り上げ返済は新たな債務により得た資金で行うべきで、新たな債務の返済期間は繰り上げ返済する債務より長くなければならない。

(3) 債務の借り換え

債務は債務の借り換えにより返済可能だが、新たな債務の返済期間は元の債務より長くなければならない。

(4) グループ企業間の債務の支払い

グループ企業からの借入金の元本、利子の返済には中銀の事前承認が必要であり、事実上、返済は困難である。[2023年12月28日付け中銀通達 A7935](#)により、同措置が2024年12月31日まで延長されている。ただし、2020年10月2日以降に入金し、国内の外国為替市場で外貨決済された借入金で、債務の平均残存期間が最低でも2年間の場合は例外としている。

(5) 債務の借り換え計画の提出義務

中銀は、2020年10月15日から2023年12月31日までの間に満期を迎える債務の60%について借り換えることを義務付け、借り換えによる新たな債務の平均残存期間を最低でも2年間としていたが、これらの義務は廃止された。

7. 居住者間の債務

(「貿易と為替に関する通達集」第 3.6 項)

2019 年 9 月 1 日以降の居住者間の債務で、その支払いを目的とした外貨の取得は、一部の例外を除いて禁止されている。返済を行うためには、優良スワップ取引 (CCL) などの手法やペソでの返済を交渉する必要がある。ただし、例外として次の 3 つがある。

- 国内金融機関による外貨建て融資の返済。クレジットカードを使った外貨建て消費の支払いも含む。
- 2019 年 8 月 30 日時点で、公証人などを通じて登録された居住者間の外貨建て債務の返済。
- 2019 年 11 月 29 日以降に国内で登録された外貨建て債券の発行による債務で、国内の外国為替市場で外貨が決済され、国内において外貨で返済する場合。

8. 非居住者による外貨購入

(「貿易と為替に関する通達集」第 3.13 項)

非居住者が国内で外貨購入を行うためには、次の例外を除いて中銀の事前承認が必要である。

- 輸出金融を手掛ける公的・国際機関（輸出信用機関など）による外貨の購入。
- 大使館、領事館、外交官・領事館関係者が任務のために必要な外貨の購入。
- アルゼンチンが加盟する国際条約・協定により設置された裁判所、事務局、委員会、機関が任務のために必要な外貨の購入。
- 国家社会保障機構（ANSES）による年金・恩給の受給者への外国送金目的の外貨購入。上限は 1 カ月分の年金・恩給。
- 観光目的の場合のみ、非居住者は最大 100 ドルまでの外貨購入が認められる。ただし、金融機関は、外貨購入を求める非居住者・海外からの旅行者が過去 90 日間で両替を希望する金額以上の外貨の売却実績の有無を確認しなければならない。外国からの旅行者は、入国時に売却した外貨の金額を超えて、出国時に外貨を購入することはできない。

9. 居住者による外貨建ての資産形成

(「貿易と為替に関する通達集」第 3.8 項、第 3.10 項)

外貨建て資産形成とは、特定の目的無しで外貨を購入することを指す。自然人と法人により規則が異なる。

(1) 自然人 (「貿易と為替に関する通達集」第 3.8 項)

自然人は、貯蓄ドルまたは連帯ドルレートで 1 カ月当たり最大 200 米ドルまで外貨の購入が可能となっている。クレジットカードで支払う外貨建ての消費も 200 米ドルの枠に含まれる。外貨の購入には次の要件が設定されている。

- 90 日間に外貨で決済が可能な有価証券の取引をしないこと。
- 前月の外貨購入額が規定額を超えていないこと。
- 住宅ローンの分割払い額の特別固定プログラムの受益者ではないこと、国内の金融機関による債務リストラプログラムの受益者ではないこと、雇用および生産のための緊急援助プログラム (ATP)、緊急家庭収入 (IFE) などの受益者ではないこと。
- 過去 90 日間に外貨で決済が可能な有価証券を売却していないこと (優良スワップ取引をしていないこと)。

(2) 法人 (「貿易と為替に関する通達集」第 3.10 項)

全ての場合で、中銀の事前承認が必要となっている。

10. クレジットカードおよびデビットカード

(「貿易と為替に関する通達集」第 4.1 項)

アルゼンチン国内で発行されたクレジットカード、デビットカードの外国での利用、外国からのサービス購入について制限が設けられている。

(1) 外国での外貨による現金の引き出し

①デビットカード

外貨またはペソの預金口座からの引き出しは可能。ペソ口座からの引き出しの場合、外貨建て資産形成とみなされ、1 カ月当たり最大 200 米ドルの外貨の購入の枠に含まれる。

②クレジットカード

国境を接する隣国でのキャッシングは、1 回当たりの上限が 50 米ドル。隣国以外の国では、1 回当たりの上限は 200 米ドルまで。

(2) 外国でのデビットカード、クレジットカードによる米ドルでの買い物または消費

①デビットカード

外国でデビットカード決済の場合、国内の外貨またはペソの定期預金から引き落とされることが可能。ペソでの引き落としの場合、1 カ月当たり最大 200 米ドルの外貨の購入の枠に含まれる。

②クレジットカード

外国でのクレジットカード決済もペソまたは外貨で可能。ペソで決済した場合、1 カ月当たり最大 200 米ドルの外貨の購入枠に含まれる。

(3) デビットカード、クレジットカードでの支出が認められない消費

外国での外貨でのデビットカード、クレジットカードによる消費額に上限はない。しかし、200 米ドルを超えて支出した場合、外貨の購入枠を先取りすることになる。なお、次の場合、カード発行会社は、外国への外貨の支払いのための中銀の事前承認が必要となる。

- カジノゲームやギャンブルなどへの参加
- 決済代行会社の口座への振込
- 外国に所在する投資管理会社の口座への振込
- 外国での為替取引

- 暗号通貨の購入
- 宝飾品、宝石類、貴金属（金、銀、プラチナなど）の購入
- 国外でのギフトカードの購入

(4) 分割払いによる旅行関連サービスの支払い制限

①旅行関連サービスの支払い制限

外国でのクレジットカード決済を制限する金融規制が 2021 年 11 月 25 日付の中銀通達 A7407 により導入された。この通達は、国内のクレジットカード発行会社に対して 2022 年 11 月 26 日以降、国外行き航空券や外国旅行関連サービス（宿泊代金やレンタカーを含む）の購入について、クレジットカードの分割払いによる決済サービスを提供することを禁止した。同禁止対象には旅行代理店や予約サイトなどを用いた間接的な購入も含まれる。なお、クレジットカードでも一括払いは引き続き認められる。

②越境通販の支払い制限

[2022 年 6 月 30 日付け中銀通達 A7535](#) により、2022 年 7 月 4 日以降の法人、個人を問わず、海外からの製品購入における分割払いを禁止した。金融機関、クレジットカード発行会社は、顧客が非商業目的で外国から通販などで商品を購入する際に、分割払いを提供することができなくなった。

11. 外国送金

(「貿易と為替に関する通達集」第 3.14 項)

(1) 自然人による送金

自然人は、国内に個人が保有する外貨預金口座から外国に自身が保有する銀行口座へ自由に外貨を送金することができる。ただし、外国に保有する自身の証券口座への外貨の送金、外国に第三者が保有するいかなる口座への外貨の送金は認められない。

(2) 法人による送金

全ての場合で、中銀の事前承認が必要となっている。

12. 外国への配当金および利益の送金

(「貿易と為替に関する通達集」第 3.4 項)

配当金および利益は、以下の条件に基づき、中銀の事前承認を受けることなく外国へ送金が可能。条件を満たさない場合は、中銀の事前承認が必要である。

- 監査済みの財務諸表に基づく配当金、利益であること。
- 外国に送金する金額が会社の株主総会で承認されたペソ建ての金額を上回らないこと。
- 送金を担当する金融機関は、送金を求める国内法人の代表者の宣誓供述書を入手しなければならない。
- 外国に送金する金額が、2020 年 1 月 17 日以降に為替市場でペソに交換された外国直接投資額の 30%を超えないこと。
- 最後に行った投資を外国為替市場において外貨決済して 30 日以上が経過していること。

言い換えれば、2020 年 1 月 17 日以降に外国からの投資による新規投資をしていれば、利益送金は可能である。ただし、投資額の全額を外国為替市場で外貨決済してある必要がある。

なお、政府が打ち出した天然ガス増産のための「プラン・ガス」に盛り込まれた事業、[必要緊急大統領令 234/2021 号](#)が規定する「物品の輸出増加証明書」、[必要緊急大統領令 277/2022 号](#)が規定する「石油および天然ガスの増産に伴う外貨アクセス証明書」を有する場合、配当の支払いについては、輸出により得た外貨を自由に使うことが認められているため、配当金の送金が可能である。

上記に該当しない場合、外貨を海外に送金するために外国為替市場にアクセスするには、中銀の事前承認が必要となる。

13. 外国直接投資の引き上げ（レパトリエーション）

（「貿易と為替に関する通達集」第 3.13 項）

以下の条件に該当する場合は、中銀の事前承認を得ることなく、非居住者による直接投資の引き上げを目的に外国為替市場で外貨を取得することができる。それ以外は、中銀の事前承認が必要となる。外貨不足により、事前承認を得ることが困難な可能性もある。

- アルゼンチンの金融機関の支配株主ではない企業への直接投資の引き上げであること。
- 2020 年 10 月 2 日以降に行われた直接投資の引き上げであること。
- 直接投資から 2 年が経過していること。

現地法人の株式売却や資産売却の代金をペソで回収した場合は、外国為替市場でドルを入手することは、前述の上限に合致しない場合は困難である。ただし、買い手が海外において代金を外貨で支払うことに同意した場合は、株式も資産も外貨で売却することができ、売却によって得られた外貨をアルゼンチンの外国為替市場でペソに交換する義務は負わない。

なお、[必要緊急大統領令 234/2021 号](#)により導入された「輸出のための投資強化制度」の適用を受けた場合、輸出代金の一部を、レパトリエーションを含む外国への支払いに充てることができる。この制度は、輸出を目的とした 1 億ドル以上の新規投資または再投資を行うことを条件に、輸出代金の一部を外国への支払いに充てることができるというもの。林業や鉱業、炭化水素、製造業、農工業が対象業種となっている。2024 年 4 月までの 3 年間に承認される投資案件が対象である。この制度の適用を受けた投資案件は、輸出金額の 20% を上限に外貨の取得枠を得ることができ、これを利益や配当金の送金、外国への債務・金融負債の支払い、レパトリエーションに充てることができる。再投資の場合は、経済省と工業開発・生産省が 1 年間の輸出の増分を評価し、その増分の 20% を上限に外貨の取得枠が与えられる。

この他、[必要緊急大統領令 892/2020 号](#)、[必要緊急大統領令 277/2022 号](#)などにより、石油と天然ガスの生産量を増加させた生産者に、外国為替市場を通じて商業債務、金融債務の元本、金利の支払い、利益・配当金、レパトリエーションを目的とした外貨の取得を認める「石油増産のための外貨優遇制度（RADPIP）」と「天然ガス増産のための外貨優遇制度（RADPIGN）」が導入されている。

14. 優良スワップ取引（CCL）

（アルゼンチン証券取引委員会（CNV）関連規則）

優良スワップ取引とは、両替と同様の効果がある合法的な有価証券の取引である。ある通貨で取引可能な有価証券を購入し、その後、別の通貨でその証券を売却する方法である。

（1）取引の種類

①CCL「アウト（Salida）」

ペソで取引可能な有価証券を購入し、外国において米ドルで売却すること。この取引によって、ペソを米ドルに交換できる仕組み。

②CCL「イン（Ingreso）」

米ドルで取引可能な有価証券を購入し、国内においてペソで売却すること。この取引によって、米ドルを公定レートで交換するよりも高額のペソが得られる仕組み。

（2）CCL 取引の要件

CCL 取引を行うには以下の要件がある。ただし、CCL「イン」には適用されない。

- 国内法に基づいて発行された有価証券を介して CCL 取引をする場合は過去 90 日間、外国法に基づいて発行された有価証券の場合は過去 180 日間、外国為替市場にアクセスしていないこと。
- 住宅ローンの分割払い額の特別固定プログラムの受益者ではないこと、国内の金融機関による債務リストラプログラムの受益者ではないこと、雇用および生産のための緊急援助プログラム（ATP）、緊急家庭収入（IFE）などの受益者ではないこと。
- 有価証券の売買を同時に行うことはできない。1 日のパーキング期間（待期期間）が設定されている。
- 国外からの 1 日当たりの取引金額が 2 億ペソを超えてはならない。また取引の 5 営業日前までに CNV に取引の実施を報告しなければならない。
- 国内からは、取引が 2 億ペソを超える場合のみ、5 営業日前に CNV に報告しなければならない。

(3) 決済メカニズム（「貿易と為替に関する通達集」第 4.3.3 項）

中銀は、証券取引により決済される外貨は、以下のいずれかの方法で支払われなければならないと規定している。

- 自己名義の口座間の資金振替。
- 金融活動作業部会（FATF）勧告が適用されていない、または十分に適用されていない国や地域の法人ではない外国法人の名義の銀行口座への電信送金。ただし、国外における BOPREAL の売却はこの要件から除外され、第三者の口座で決済することができる。

すなわち、CCL アウトの取引により有価証券を米ドルで売却する場合、受け取った資金を国外の自己名義の銀行口座に入金しなければならず、証券会社の口座に資金を残すことはできない。国内における証券取引で外貨を取得する MEP 取引の場合も、資金を国内の自己名義の米ドル口座に入金しなければならない。従って、CCL 取引を行う場合、国外に自己名義の銀行口座を保有している必要があり、自己名義の口座がない場合は CCL 取引で米ドルを購入することはできない。

ただし、BOPREAL を国外で売却して得た資金は例外で、証券会社を介して国外で BOPREAL を売却して得た資金を、証券会社から直接第三者の口座（例えば、国外サプライヤー）に入金してもらうことができる。

15. 非金融無形資産の譲渡

(「貿易と為替に関する通達集」第 2.3 項)

非金融無形資産とは、サッカー選手の移籍、鉱物資源の探査・採掘のライセンス、商業航空権、電波ライセンス、商標、トレードマーク、ロゴ、インターネットドメインなどを指す。不動産は含まれない。資本取引規制の対象となる取引は、居住者から非居住者へ売却するものである。

非金融無形資産の売却により居住者が取得する外貨は、国内の外国為替市場において決済しなければならない。入金日から 5 営業日以内に決済しなければならない。

16. 為替取引の事前通知制度および対外資産・負債調査システム

(「貿易と為替に関する通達集」第 1.9 項、第 3.16 項)

(1) 為替取引の事前通知 (「貿易と為替に関する通達集」第 3.16 項)

金融機関は、顧客が 1 日当たり 1 万ドル以上の外貨の購入を求めた場合には、2 営業日前に、連続 3 営業日の取引実績を中銀に通知しなければならない。(例: 金曜に通知するのは、次週の水・木・金曜の取引)。[2021 年 10 月 5 日付け中銀通達 A7375](#)により為替取引の事前通知の対象金額が、それまでの 5 万ドル以上から 1 万ドル以上に変更された。

顧客は、金融機関が前項の条件を満たすために、金融機関に取引内容について事前に通知しなければならない。

(2) 対外資産・負債調査システム (「貿易と為替に関する通達集」第 1.9 項)

中銀は、[2017 年 12 月 26 日付け中銀通達 A6401 号](#)により、アルゼンチンの居住者に対して以下の情報の記録を義務付ける「対外資産・負債調査システム」を導入した。

- 四半期末時点の対外負債、またはその四半期中にペソに交換された対外負債。
- 年末時点の対外資産および対外負債の残高が 5,000 万米ドル相当以上の居住者は、中銀に対して対外資産、対外負債を毎年報告しなければならない。合わせて四半期毎の報告の再確認または修正も可能。自然人、法人とも報告対象。
- 四半期毎の報告は、四半期の最終日から 45 日以内に提出しなければならない。年次報告は、年度の最終日から 180 日以内に提出しなければならない。

17. 為替取引の違反行為への罰則

([法律 19359 号](#))

為替取引に関する刑事罰法 ([法律 19359 号](#)) は、為替取引関連の規則・規制への違反行為に対し、以下の刑事罰が科され得るとしている。ただし、現状では禁固刑が科された事案はない模様。しかし、法人のみならず自然人に対して罰金刑が科されているため、法律事務所などからは注意が呼びかけられている。

(1) 処罰の対象者

法人および自然人が処罰の対象となる。自然人は、違反行為に関わった法人の取締役、法定代理人、代表者、管理職、管財人、または監視委員会のメンバーも処罰の対象となる。

(2) 罰則

罰則が次のとおり設けられている。加えて、初犯、再犯に関わらず、為替取引または仲介取引の免許の停止または取り消し、輸入業者、輸出業者、両替業者、または為替取引業者としての資格喪失の処分が適用される可能性がある。

1 回目の違反：取引額の 10 倍を上限とする罰金

1 回目の再犯：取引金額の 3 倍～10 倍の罰金あるいは 1 年間から 4 年間の禁固

(過去の判例では 3 倍以上の罰金が科された実績はない)

2 回目の再犯：取引額の 10 倍を上限とする罰金あるいは 1 年から 8 年までの禁固 (前科がない場合)

(3) 時効

刑事罰の一般的規定 ([刑法 62 条](#)) は 2 年 (処罰が罰金刑の場合) だが、[法律 19359 号](#) は 6 年 (罰金刑にとどまらない) となっており、刑法と為替取引の刑事罰法の時効は異なる。

18. 資本取引規制に関する Q&A

Q. アルゼンチンの法人が、外国に銀行口座を開設すること、利用することを禁じているか。

A. アルゼンチンの法人による外国での銀行口座開設は制限されていない。しかし、外国の預金の使用には制限がある。例えば、外国の銀行口座に第三国から入金したお金が輸出代金だった場合は、これをアルゼンチンに送金し、国内の為替市場でペソに交換しなければならない。外国の預金を自由に使えるかどうかは、その預金がどのような取引に由来するお金なのかによる。一方、アルゼンチンの自然人、法人ともに、外国に銀行口座を開設することは、外国の規制にもよるが、一般的には難しいと考えられている。

Q. 中銀通達違反を避けるために中銀通達の解釈を巡って取引銀行と打ち合わせを重ねているが、取引銀行の解釈が間違いで、結果として通達違反と認定された場合の責任は事業者に及ぶか。

A. 事業者の責任となる。

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20240009>



本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
調査部米州課中南米班
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL：03-3582-4690
E-mail：ORB-latin@jetro.go.jp